



## 《会計・税務の知識》小規模企業者の支援制度②

### はじめに

前稿(2014.1.16号)において、小規模企業者が受けることができる支援制度の概要をいくつかご紹介しました。本稿でも引き続き小規模企業者の支援制度をご紹介します。

### 1. 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援 (借換保証制度)

#### 【制度概要】

複数の保証付借入金を新たに借換えて一本化することで、月々の返済負担を軽減し、中小・小規模事業者の資金繰りの円滑化をうながします。

#### 【対象者】

保証申し込み時点において、保証付きの既往借入金の残高がある事業者。

#### 【保証期間】

原則10年以内(据置期間1年以内)

詳細はコチラ☞

[http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/karikaen\\_index.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/karikaen_index.htm)

### 2. 経営力強化資金

#### 【制度概要】

起業・創業したり、経営の多角化や事業転換などにより、新しい市場の創出・開拓を行おうとする中小企業・小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

#### 【対象者】

経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓(新規開業を行う場合を含む。)を行おうとする者で、認定支援機関の指導及び助言を受けている者。

#### 【対象資金】

設備資金、運転資金

#### 【貸付限度額】

中小企業事業：7億2,000万円(運転資金2億5,000万円)

国民生活事業：7,200万円(運転資金4,800万円)

#### 【貸付利率】

基準利率-0.4%

#### 【貸付期間】

設備資金：15年以内

運転資金：最大7年以内

詳細はコチラ☞

<http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/64.html>

### 3. 経営力強化保証

#### 【制度概要】

中小企業・小規模事業者が外部の専門家の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、信用保証協会が保証料を減免し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

#### 【対象者】

金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と進捗の報告を行う中小企業者。

#### 【保証内容】

一般保証における保証料率から概ね0.2%減免  
100%保証の保証付き借入金を同額以内で借り換える場合、100%保証で借り換えることができます。

#### 【保証限度額】

2億8000万円

#### 【保証期間】

一括返済の場合 1年以内

分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内

詳細はコチラ☞

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/0926Hosyoukyouka.htm>

### おわりに

中小企業庁より公表された『中小企業白書(2014年度版)』によると、56.4%の中小企業・小規模事業者が中小企業施策情報の入手先が不明確とし、89.8%が実際に活用したことがないと回答しています。

制度上の優遇措置を積極的に活用して日本経済の牽引する原動力となって頂きたいものです。

(担当：齋藤)